

石川県公報

令和元年6月21日

第13215号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		議 会	
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	1	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	3
○県道の区域の変更 (道路整備課)	2	○土地区画整理組合の理事退任公告 (都市計画課)	4
○県道の供用の開始 (同)	2	○入札公告 (警察本部)	4
公 告		収用委員会	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	2	○石川県議会議員面会規程の一部を改正する規程	5
		○裁決手続開始決定公告	6
		○審理開始公告	7

告 示

石川県告示第58号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和元年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市鳳至町石浦町26番地 沖崎 新吉
輪島市鳳至町鳳至丁155番地 1 中村 勝成

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、かご及び刺網等を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和元年5月10日

2 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市鳳至町袖ヶ浜1番地 2 細道 民夫
輪島市鳳至町鳳至丁61番地 2 池澄 勝雄

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に刺網を使用して営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和元年5月10日

3 輪島加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名
輪島市新橋通7字89番地1 池澄 武夫
輪島市平成町22番地 中野 豊
- (2) 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区
- (3) 区分
輪島市のうち、海士町、鳳至町、輪島崎町を除く地区の者が、総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、
⑯に掲げる漁業以外の漁業で主として刺網を使用して営む漁業
- (4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和元年5月10日

石川県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年6月21日から同年7月5日まで縦覧に供する。

令和元年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
蚊爪森本停車場線	金沢市弥勒町カ10番7地先から	旧	8.89～9.03 12.5	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市弥勒町カ55番1地先まで	新	8.89～22.70 12.5	

石川県告示第60号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和元年6月21日から同年7月5日まで縦覧に供する。

令和元年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
蚊爪森本停車場線	金沢市弥勒町カ10番7地先から 金沢市弥勒町カ55番1地先まで	令和元年6月21日	県央土木総合事務所維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
令和元年6月5日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
- 代表者の氏名
橋本 明夫

- 4 主たる事務所の所在地
金沢市古府2丁目189番

- 5 定款に記載された目的

この法人は、消費者の権利の確立に関して、消費者や消費者団体・消費者問題専門家・関係諸機関等が連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の未然防止、及び被害救済に関する事業を行い、消費者全体の利益擁護を図り、消費生活の安定向上ならびに消費者市民社会の形成に寄与することを目的とする。

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和元年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社池上商店
池上 智久
金沢市松寺町カ146番地

- 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- (1) 新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
池 上 亮 太	金沢市三口町水75-2	玄米

- (2) 記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
大 橋 純 一	金沢市松寺町卯90-3	玄米

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

加賀農業協同組合
南出 紀良
加賀市作見町ホ10番地1

- 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- (1) 登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
笹 嶋 真 吾	加賀市宮地町ト66	新 玄米、大麦、大豆、そば
		旧 玄米、大麦、大豆

- (2) 新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
中 園 公 洋	加賀市作見町ル45-1 ウィムジー205	玄米、大麦、大豆
北 村 泰 士	加賀市塔尾町リ71	玄米、大麦、大豆

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人石川県主要農作物種子協会
竹内 文雄

金沢市古府一丁目220番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
濱 田 祐 輔	羽咋市柴垣町19-137	もみ、玄米、大麦、大豆

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任した旨の届出があった。

令和元年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

宇ノ気町大崎土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
小 村 一 男	かほく市大崎チ7番地	平成31年4月23日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年6月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名

B型肝炎ワクチン接種等に係る単価契約

(1名に対し実施するB型肝炎ワクチン接種とHBs抗体価検査の各々1回分の単価)

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 予定数量

ア B型肝炎ワクチン接種 450回

イ HBs抗体価検査 150回

(4) 契約期間

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和元年6月28日(金)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札説明書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和元年7月1日(月)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和元年7月2日(火)正午

(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和元年7月2日(火)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

- (1) 入札金額は、1(3)ア及びイの業務1回当たりの単価額をそれぞれ記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

議

会

令和元年六月二十一日

石川県議会議長 福 村 章

石川県議会規程第一号

石川県議会議員面会規程の一部を改正する規程

石川県議会議員面会規程（昭和五十四年石川県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に「殿」を「様」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会

裁決手続開始決定公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

石川 県 収 用 委 員 会

- 起業者の名称
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 事業の種類
北陸新幹線金沢・敦賀間線路建設工事
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積

所在：加賀市熊坂町メ甲地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
22番1	山林	山林	148 m ²	163.87 m ²	—	57.52 m ²
22番2	山林	山林	79 m ²	134.54 m ²	—	68.30 m ²
計	—	—	227 m ²	298.41 m ²	—	125.82 m ²

・使用しようとする土地の区域は別紙「実測平面図」（実測平面図省略）のとおり

(2) 土地の使用の方法及び期間

ア 使用の方法

鉄道構造物設置のため、加賀市熊坂町メ甲22番1のうち57.52m²、同所22番2のうち68.30m²の土地の、東京湾平均海面の上8.85メートルから東京湾平均海面の下16.08メートルまでの範囲において地下を使用し、次の荷重制限を行うものである。

(ア) 東京湾平均海面の上27.03メートルにおいて建物その他の工作物を設置する場合は、1平方メートルにつき2トン以下とすること。

(イ) 鉄道構造物の維持、保全及び列車運行に支障、又は危険を及ぼすおそれのある工作物等の設置及び土地の形質の変更をしないこと。

イ 使用の期間

土地の明渡を受けた日から鉄道構造物存続期間中

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
岩 村 久 雄	加賀市熊坂町チ92番地

5 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年6月13日

審理開始公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により審理を開始するので、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

石川 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類
北陸新幹線金沢・敦賀間線路建設工事
- 3 審理の期日
令和元年7月19日(金) 午後2時30分から
- 4 審理の場所
金沢市西念3丁目3番5号
石川県勤労者福祉文化会館2階 ホール

